

# 大阪市立小・中学校空調設備整備事業

## 実施方針（案）

令和5年6月

大阪市



## 目 次

第 1	特定事業の選定に関する事項	1
1.	事業内容に関する事項	1
2.	特定事業の選定に関する事項	4
第 2	事業者の募集及び選定に関する事項	5
1.	募集及び選定の方法	5
2.	募集及び選定のスケジュール（予定）	5
3.	事業者の募集及び選定手続き等	5
4.	入札参加者の参加資格要件	5
5.	入札参加者の備えるべき参加資格要件	7
6.	事業提案の審査に関する事項	8
7.	落札者決定後の手続き	9
8.	提案書類の取扱い	9
第 3	事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	11
1.	リスク分担の方法等	11
2.	業務品質の確保	11
第 4	事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	13
1.	疑義対応	13
2.	紛争処理機関	13
第 5	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	14
1.	事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置	14
2.	事業の継続が困難となった場合の措置	14
3.	金融機関と本市の協議	14
第 6	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	15
1.	法制上及び税制上の措置	15
2.	財政上及び金融上の支援	15
3.	その他の措置及び支援に関する事項	15
第 7	その他、特定事業の実施に関し必要な事項	16
1.	議会の議決	16
2.	情報提供	16
3.	本事業において使用する言語、通貨単位等	16
4.	入札参加に伴う費用負担	16
5.	実施方針（案）の公表に関する事項	16

- 別紙 1 本事業の対象校一覧
- 別紙 2 リスク分担表（案）

- 様式 1 実施方針(案)に関する質問・意見書
- 様式 2 現地見学参加申込書

はじめに

大阪市は、小・中学校における教育環境向上の一環として、特別教室等への空調設備整備（更新・新設）及び整備後の維持管理を効率的、効果的に推進するため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。「以下 P F I 法」という。）に基づく事業として実施することを予定している。

本実施方針（案）は P F I 法に基づく特定事業の選定及び特定事業を実施する事業者の選定を行うにあたり、P F I 法第 5 条第 1 項の規定に基づいて市が策定する実施方針に記載を予定している実施条件に関する事項について記載したものである。

## 用語の定義

用語	定義
本事業	大阪市立小・中学校空調設備整備事業をいう。
本市	大阪市をいう。
空調設備	本事業において業務の対象となる空調機器設備、配管設備及びその他の一切の設備等をいう。
対象校	本事業の対象となる市立小・中学校及び義務教育学校をいう。
対象室	本事業の対象となる室をいう。
整備	本事業において空調設備を更新及び新設することをいう。
整備対象設備	本事業において更新及び新設により設置され、事業期間を通して維持管理業務の対象となる設備をいう。
P F I 法	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）をいう。
選定事業者	本市と事業契約を締結し本事業を実施する事業者をいう。
入札説明書等	公募の際に本市が公表する書類一式をいう。具体的には、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、事業契約書（案）、基本協定書（案）、様式集、その他必要な文書をいう。
入札参加者	本事業を実施するために必要な能力を備えた法人（以下に定義する構成員及び協力企業）で構成されるグループをいう。
構成員	入札参加者を構成する法人で、業務の一部を特別目的会社から直接受託・請負し、特別目的会社に出資を行う法人をいう。
協力企業	入札参加者を構成する法人で、業務の一部を特別目的会社から直接受託・請負するが、特別目的会社には出資を行わない法人をいう。
代表企業	構成員の中で応募手続きを行い、本市との対応窓口となる 1 法人をいう。
性能基準	事業契約に定める空調設備の性能をいう。
更新	既存の空調設備の撤去を行い、新たに空調設備を設置することをいう。
実施方針等	実施方針及び要求水準書（案）をいう。

## 第1 特定事業の選定に関する事項

### 1. 事業内容に関する事項

#### (1) 事業名称

大阪市立小・中学校空調設備整備事業

#### (2) 公共施設等の管理者

大阪市長 横山 英幸

#### (3) 対象となる事業の概要

本市の市立小学校 285 校、市立中学校 128 校及び市立義務教育学校 1 校において、更新が必要な特別教室等及び未整備の特別教室、約 2,790 室を対象に空調設備の整備を実施する（対象校及び対象室の数については、確定ではありません）。また、事業期間を通して整備対象設備の維持管理を行う。

なお、対象校及び所在地は、別紙 1「本事業の対象校一覧」を参照すること。

#### (4) 事業目的

本事業は、小・中学校における教育環境向上の一環として、特別教室等への空調設備の整備について、PFI手法の導入により民間事業者の技術的知見・能力等を最大限に活用し、短期間での実施による学校間の公平性を確保したうえで、夏季及び冬季における室内の温熱環境の改善を行い、生徒等に望ましい学習環境を提供することを目的とする。

また、維持管理を含めた効率的かつ効果的な運用を行うことで、市の財政負担の縮減を図るものとする。

#### (5) 事業方式

本事業は、PFI法に基づき、選定事業者が、自らの資金で空調設備の整備にかかる設計業務、施工業務、工事監理業務を実施し、設置完了後、本市に所有権を移転し、事業期間を通して維持管理業務等を行うBTO（Build-Transfer-Operate）方式により実施する。

#### (6) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日（令和 6 年 12 月を予定）から、令和 23 年 3 月末までを予定している。

※近隣自治体の同事業の状況により実施方針を公表する段階で、終期を変更する場合があります。

#### (7) 事業スケジュール(予定)

##### ① 設計期間

事業契約締結日～令和 10 年 3 月以内

## ② 施工期間

令和7年4月～令和10年3月以内

(学校間の公平性を確保するための施工期間の短縮については事業者提案による。)

## ③ 維持管理期間

令和7年度中～令和23年3月

令和7年度施工分 令和7年度中～令和22年度

令和8年度施工分 令和8年度中～令和22年度

令和9年度施工分 令和9年度中～令和22年度

ただし、事業者提案により施工期間が1年以上短縮された場合の維持管理期間は、この限りではなく、最終施工分の所有権移転が完了した年度末から13年間とする。

※②の施工期間中に、全ての整備対象設備を引き渡すものとし、引き渡しは、対象校毎、かつ期間内の月末毎に行うこととする。

※②施工期間の中で引渡し完了するよう、対象校の整備順序を計画し、提案書に記載し本市に提出すること。

※選定事業者は、この整備順序に基づいて、空調設備の整備を行う。ただし、本市が対象校の整備年度の変更を求めた場合は、それに従うこと。なお、建替工事等により本市が施工時期を指定するものについては、計画時に別途通知する。

## (8) 事業範囲

本事業の対象となる業務の範囲は以下のとおりとする。

### ① 設計業務

- a. 設計のための事前調査業務
- b. 設計業務
- c. その他、付随する業務（設計図書に記載の水準に関するチェックリストの作成及び提出、並びに調整、報告、申請、検査、セルフモニタリングによる確認・報告、本市が行うモニタリングへの協力、本市が行う交付金・補助金等の申請に係る協力および諸資料の提出等。なお、調整業務には、対象校との調整も含む。）

### ② 施工業務

- a. 施工のための事前調査業務
- b. 整備に伴う一切の工事（更新の対象となる既存の空調設備の撤去、新たな空調設備の設置、エネルギー関連の設備の整備、デマンド監視装置の適切な設定、植栽その他既存施設等の移設・復元、既存の冷媒の回収・引き渡し等を含む。）
- c. その他、付随する業務（業務水準チェックリストの作成及び提出、並びに調整、報告、申請、検査、セルフモニタリングによる確認・報告、本市が行うモニタリングへの協力、本市が行う交付金・補助金等の申請に係る協力および諸資料の提出等。なお、調整業務には、対象校との調整も含む。）

### ③ 工事監理業務

- a. 施工に係る工事監理業務

- b. その他、付随する業務（業務水準チェックリストの作成及び提出、調整、報告、申請、検査等。なお、調整業務には、対象校との調整も含む。）

#### ④ 所有権移転業務

- a. 施工完了後の本市への整備対象設備の所有権の移転業務

#### ⑤ 維持管理業務

- a. 維持管理のための事前調査業務
- b. 整備対象設備の性能の維持に必要な一切の業務（空調設備を事業期間内に利用できる状態に保つために必要な定期点検、保守、修繕、フィルター清掃、消耗品交換、その他一切の設備保守管理業務等）
- c. 整備対象設備に係る緊急時対応業務（問合せ対応、緊急修繕等）
- d. 整備対象設備の運用に係るデータ計測・記録業務
- e. 整備対象設備の運用に係るアドバイス業務（運転マニュアルの作成、省エネ運用に関する助言等）
- f. 整備対象設備の法定点検業務（フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）に係る点検業務等）
- g. その他、付随する業務（計画書・手順書・帳票等の作成、調整、維持管理記録の提出・報告、セルフモニタリングによる確認・報告、本市が行うモニタリングへの協力、本市が行う交付金・補助金等の申請に係る協力および諸資料の提出等。なお、調整業務には、対象校との調整も含む。）

#### ⑥ 所有権移転後の移設等業務

- a. 空調設備の所有権移転後に、対象校の学級増、統廃合、改修・改築工事、設備工事等により空調設備の移設、増設、廃棄等（以下「移設等」という。）が必要となった場合の移設等業務  
空調設備の移設等業務にかかる費用は、別途に締結する契約に基づき、本市の負担とする。

#### ⑦ 本市が行う業務

- a. エネルギー調達・供給業務  
空調設備の運転に必要な電気、ガスのエネルギーの調達、供給は本市が行い、その費用は、本市が負担する。

#### (9) エネルギーの種別

空調設備の運転に必要なエネルギーの種別については、選定事業者において電気及び都市ガスのうちどちらかを設定すること。エネルギー価格、エネルギー供給における安定性及び環境への負荷等の観点から、適切なエネルギーを選択し提案することとする。また、エネルギーは組み合わせて提案できるものとする。

#### (10) 選定事業者の収入

本市は、選定事業者に対して、空調設備の整備及び整備対象設備の維持管理に係るサービス対価を支払う。なお、整備にかかる対価の一部に国庫交付金の充当を予定している。



支払い方法の詳細は、入札説明書等において提示する。

### ① 設計、施工、工事監理、所有権移転等に係る対価

本市は、選定事業者が実施する本事業に要する費用のうち、設計、施工、工事監理、所有権移転に係る対価（金融機関等からの借り入れ等を行う場合の金利分を含む。）について、令和7年度、令和8年度、令和9年度の各年度に空調設備の所有権移転が完了した分について、年度ごとに支払う。

### ② 維持管理業務に係る対価

本市は、維持管理業務に係る対価について、事業契約においてあらかじめ定める額を維持管理期間にわたり選定事業者を支払う。

## (11) 遵守すべき法制度等

本事業の遂行に際しては、設計、施工、工事監理、維持管理の各業務を実施するにあたり必要とされる関係法令（関連する施行令、条例、規則、要綱等を含む。）を遵守しなければならない。関係法令の具体名称は、要求水準書（案）に示す。

## (12) 事業期間終了時の措置

選定事業者は、維持管理期間中の業務を適切に行い、事業期間終了時に、事業契約に定める空調設備の性能を満たす状態とすること。

なお、事業期間終了時の空調設備の性能は、本市が示す要求水準に加えて、選定事業者が提案した事業終了時の性能基準に基づくこととし、その旨を事業契約に規定する。

## (13) 実施方針等の変更

実施方針等の公表後における事業者からの意見等又は本市内部での検討を踏まえて、実施方針は特定事業の選定までに、要求水準書（案）は入札公告までに内容を見直し、変更することがある。

実施方針等の変更を行った場合には、速やかにその内容を本市ホームページ（第7・5.を参照のこと。以下同様とする。）に掲載し、公表する。

## 2. 特定事業の選定に関する事項

### (1) 特定事業の選定

本市は、PFI法等に基づき、本事業を実施することにより、本市自らが従来方式により実施した場合と比較して、効率的かつ効果的に本事業の実施ができると判断した場合、本事業を特定事業として選定する。

### (2) 選定結果の公表方法

本事業を特定事業として選定した場合は、評価の内容とあわせて、本市ホームページ等に掲載し、公表する。

なお、特定事業の選定を行わないこととした場合においても、同様に公表する。

## 第2 事業者の募集及び選定に関する事項

### 1. 募集及び選定の方法

本市は、本事業への参画を希望する事業者を広く公募し、事業の透明性及び公平性の確保に配慮したうえで事業者を選定する。事業者の選定にあたっては、総合評価一般競争入札方式を採用することを予定している。

なお、本事業は、WTO政府調達協定の対象となる事業であり、入札手続きは「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令(平成7年政令第372号)」が適用される。

### 2. 募集及び選定のスケジュール(予定)

事業者の募集及び選定にあたっては、次のスケジュールにより行う予定である。

時 期	内 容
令和5年6月28日	実施方針(案)の公表
令和5年7月下旬～8月中旬	現地見学会
令和5年11月	実施方針及び要求水準書(案)の公表
令和6年3月	特定事業の選定及び公表
令和6年4月上旬	入札公告(入札説明書等の公表)
令和6年5月	入札説明書等に関する質問及び意見等の受付・回答
令和6年6月	参加表明書の受付、資格確認申請書の受付・審査
令和6年7月	入札提出書類(提案書)の受付締切
令和6年9月	落札者の決定及び公表
令和6年9月	基本協定の締結
令和6年11月	仮契約の締結
令和6年12月	本契約の締結

### 3. 事業者の募集及び選定手続き等

詳細については、実施方針で公表する。

### 4. 入札参加者の参加資格要件

#### (1) 入札参加者の構成

(ア) 入札参加者は、設計業務を行う企業、施工業務を行う企業、工事監理業務を行う企業、維持管理業務を行う企業、その他企業により構成されるものとする。

(イ) 入札参加者は、構成員、協力企業により構成される企業グループとする。

(ウ) 構成員とは、特別目的会社(Special Purpose Company)(以下「SPC」という。)に出資し、事業開始後、SPCから直接業務を受託・請負をする企業をいう。

(エ) 協力企業とは、SPCに出資しないが、事業開始後、SPCから直接業務を受託・請負

をする企業をいう。

- (オ) 入札参加者は、構成員の中から代表となる企業（以下、「代表企業」という。）を定め、その代表企業が入札参加手続等を行うこと。
- (カ) 本事業を実施する者として選定された入札参加者は、構成員からの出資により S P C を会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく株式会社として大阪市内に設立するものとし、事業期間中は大阪市内に移転させないものとする。S P C の本店所在地を変更する場合は、本市に対し、事前に書面で通知するものとする。
- (キ) 入札参加者は、構成員の企業名、協力企業の企業名及びそれらの者が携わる業務を参加表明書において、明らかにするものとする。
- (ク) S P C が発行する全ての株式は、構成員により保有されなければならない。また、代表企業の S P C への出資割合は、構成員中、最大としなければならないものとする。
- (ケ) すべての出資者は、事業契約が終了するまで S P C の株式を保有するものとし、本市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行わないこと。

## (2) 複数業務の禁止

入札参加者の構成員及び協力企業が、第 1・1・(8) に示す複数の業務を兼ねて実施することは妨げるものではないが、同一の事業対象個所（学校単位とします。）における「施工業務」と「工事監理業務」を同一の者又は資本面若しくは人事面において密接な関連のある者が兼ねることはできない。

なお、「資本面において密接な関係のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える議決権を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者をいい、「人事面において密接な関係のある者」とは、当該企業の役員（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 329 条第 1 項の規定による役員をいう。ただし、社外取締役及び社外監査役の場合を除く。以下同じ。）を兼ねている場合をいう（以下同じ。）。

## (3) 複数応募の禁止

入札参加者の構成員及び協力企業は、他の入札参加者の構成員及び協力企業になることはできない。また、各業務を担当する企業及び同企業と資本面又は人事面において密接な関連のある者についても、他の入札参加者の構成員及び協力企業になることはできない。ただし、本市が落札した入札参加者との事業契約を締結後、選定されなかった入札参加者の協力企業が、選定事業者の業務等について協力することは可能とする。

## (4) 構成員または協力企業の変更及び追加

構成員の変更及び追加は、参加資格確認申請書受付以降は原則として認めない。

協力企業の変更及び追加は、事業契約締結後に限り選定事業者の申出により、当該申出について市が変更及び追加を認めた場合には、追加及び変更を認める。

## (5) 中小企業への配慮

入札参加者は、大阪府中小企業振興基本条例（条例第 59 号 平成 23 年 11 月 1 日施行）の趣旨に鑑み、中小企業者の受注機会の増大に配慮すること。

## 5. 入札参加者の備えるべき参加資格要件

入札参加者の構成員及び協力企業は、参加資格確認基準日において、以下の参加資格要件を全て満たすことを必要とする。なお、参加資格確認基準日以降においても入札参加者の構成員及び協力企業が以下の参加要件に満たさないこととなった場合、本市は当該参加資格を取り消すことがある。

### (1) 入札参加者の共通参加資格要件

- (ア) 入札参加者の構成員及び協力企業のすべてが、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定及び P F I 法第 9 条に定めのある欠格事由に該当しない者であること
- (イ) 入札参加者の構成員及び協力企業のすべてが、建設業法第 28 条第 3 項若しくは同条第 5 項の規定による営業停止処分（本市において本事業で担当する業務に応じた建設工事業の営業ができないものに限る）を受けていない者、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていない者、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていない者であること。
- (ウ) 入札参加者の構成員及び協力企業のすべてが、大阪市 P F I 事業検討会議の委員が属する組織、企業、又はその組織、企業と資本面若しくは人事面において関連がない者であること。
- (エ) 入札参加者の構成員及び協力企業のすべてが、経営不振の状態（整理開始の申立て又は通告がされたとき、破産の申立てがされたとき、再生手続開始の申立てがされたとき、更生手続開始の申立てがされたとき及び手形又は小切手が不渡りになったときをいう。）にない者であること。
- (オ) 入札参加者の構成員及び協力企業のすべてが、大阪市税、大阪府税に係る徴収金を完納していること。大阪市内に納税義務を有しない者にあつては、本店又は主たる営業所の所在地における市町村民税、都道府県税を滞納していない者であること。
- (カ) 入札参加者の構成員及び協力企業のすべてが、消費税及び地方消費税の未納がない者であること。
- (キ) 入札参加者の構成員及び協力企業のすべてが、雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）に基づく雇用保険、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）に基づく健康保険及び厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）に基づく厚生年金保険（以下「社会保険」という。）に事業主として加入していること。ただし、各保険について法令で適用が除外されている場合を除く。
- (ク) 入札参加者の構成員及び協力企業のすべてが、市が本事業のアドバイザー業務を委託している者及び当該アドバイザー業務において提携関係にある者、又はこれらの者との資本面もしくは人事面において関連がない者であること。

### (2) 業務を遂行する入札参加者の参加資格要件

#### ① 「設計業務」を行う者の要件

- (ア) 常勤の自社社員で、かつ、資格確認書類提出日において引き続き 3 箇月以上の雇用関係がある建築士法（昭和 25 年法第 202 号）に基づく設備設計一級建築士または建築設備士の資格を持つ者を有していること。

(イ) 構成員又は協力企業で設計業務を行う企業のうち1社は、平成25年度以降に、複数系統のマルチパッケージ型エアコンの改修工事に係る設計の実績を有していること。

## ② 「施工業務」及び「移設等業務」を行う者の要件

(ア) 構成員及び協力企業のうち施工業務を行う企業は、建設業法(昭和24年法第100号)

第3条第1項の規定による「管工事」に係る特定建設業の許可を受けていること。

(イ) 構成員及び協力企業で施工業務を行う企業のうち少なくとも1社は、管工事について、「大阪市入札参加有資格者名簿」に登録されていること。

(ウ) 構成員又は協力企業で施工業務を行う企業のうち1社は、平成25年度以降に、複数系統のマルチパッケージ型エアコンの改修工事に係る施工の実績を有していること。

## ③ 「工事監理業務」を行う者の要件

(ア) 常勤の自社社員で、かつ、資格確認書類提出日において引き続き3箇月以上の雇用関係がある建築士法に基づく設備設計一級建築士または建築設備士の資格を持つものを有していること。

(イ) 構成員又は協力企業で工事監理業務を行う企業のうち1社は、平成25年度以降に、複数系統のマルチパッケージ型エアコンの改修工事に係る設計又は工事監理の実績を有していること。

## ④ 「維持管理業務」を行う者の要件

(ア) 維持管理業務を行うにあたって、選択したエネルギー方式での運用に必要となる場合、その資格を持つ者を配置できること。

(イ) 構成員又は協力企業で維持管理業務を行う企業のうち1社は、平成25年度以降に、複数系統のマルチパッケージ型エアコンを連続して1年以上維持管理している実績を有していること。

## 6. 事業提案の審査に関する事項

### (1) 大阪市PFI事業検討会議の設置

市は、落札者等の選定にあたり、PFI法第11条に規定する客観的な評価を行うために、学識経験者等で構成される「大阪市PFI事業検討会議」(以下「検討会議」という)において意見聴取を行うこととする。検討会議の委員は次のとおりである。

(敬称略)

座長	佐野 修久	大阪公立大学大学院 都市経営研究科 教授
座長代理	岸本 嘉彦	大阪公立大学大学院 工学研究科 准教授
委員	楠山 宏	弁護士
委員	前田 恵美	公認会計士
委員	吉田 伸治	奈良女子大学 研究院 生活環境科学系 准教授

なお、本事業に入札参加しようとする者やそれと見なせる団体等が、検討会議の委員に対して、本事業に関する情報収集等のために接触を試みた場合は、本事業の参加資格を失うものとする。

## (2) 落札者の決定

本市は、検討会議から意見聴取を行った上で、入札参加者からの提案書について提案価格、事業方針、事業実施体制、その他の条件を総合的に評価し、最も優れた提案を行ったと認められる者を落札者として決定する。

## (3) 審査結果の公表

本市は、検討会議の意見聴取結果を踏まえた審査結果をまとめ、落札者決定後、本市のホームページにおいて公表する。

## (4) 事業者選定の中止及び特定事業の選定の取消し

最終的に入札参加者がいない場合、または本事業をPFI法に基づく事業として実施することが適当であると客観的に評価された提案がない場合には、事業者を選定せず、本事業に係る特定事業の選定を取り消すことがある。

この場合、本市はその旨をホームページにおいて公表する。

## 7. 落札者決定後の手続き

### (1) 基本協定の締結

落札者は、入札公告時に示す基本協定書（案）に基づいて、本市と速やかに基本協定を締結しなければならない。この基本協定の締結により、落札者を事業予定者とする。

### (2) SPC設立

落札者が本事業を遂行するために会社法に定める株式会社としてSPCを設立することとする。本市は落札者と契約内容の明確化のための協議を行い、当該協議の内容に基づき、SPCと事業契約を締結するものとします。SPCは事業契約の仮契約の締結までに設立することを要する。

### (3) 事業契約の締結

本市と事業予定者は、基本協定に基づき市議会の議決を経て、事業契約を締結する。事業契約書の検討に係るSPC側の弁護士費用及び印紙代等、契約書の作成に要する費用はSPCの負担とする。

## 8. 提案書類の取扱い

### (1) 著作権

入札参加者が提出した提案書の著作権は入札参加者に帰属する。

ただし、本市が本事業の公表等に関し必要と判断した場合には、一部又は全部を無償で使用できる。また、落札者以外の提案については本事業の公表以外の目的には使用しない、なお、提出を受けた書類は返却しない。

## (2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用したことに起因する責任は、提案を行った入札参加者が負う。

### 第3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

#### 1. リスク分担の方法等

##### (1) リスク分担の基本的考え方

本事業における責任分担の考え方は、当該リスクを最も良く管理できる主体がリスクを適正に分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供ができることを基本的な考え方とする。また、事業契約書等に特段の定めのない限り、事業者が担当する業務については、事業者が責任を持って遂行し、業務に伴い発生するリスクは、原則として事業者が負うものとする。

##### (2) 予想されるリスクと責任分担

現時点で想定しているリスクとその概略を別紙2「リスク分担表（案）」として示す。具体的内容については、実施方針（案）等に対する意見等を踏まえ、入札説明書等において示し、詳細については事業契約書において定める。

##### (3) リスクが顕在化した場合の費用負担の方法

本市又は選定事業者のいずれかが責任を負うべきとしたリスクが顕在化した場合に生じる費用は、原則としてその責任を負う者が全額負担するものとする。また、本市及び選定事業者が分担して責任を負うべきとしたリスクが顕在化した場合に生じる費用の負担方法については、入札説明書等において示し、詳細については事業契約書において定める。

#### 2. 業務品質の確保

##### (1) 提供されるサービスの水準

本事業において最低限実施されるべき業務のサービス水準については、要求水準書に示す。

なお、本事業で選定事業者が提供するサービス水準は、入札説明書等に関する質問に対する回答、入札説明書、要求水準書、実施方針、事業者提案書類、各種標準仕様書等及び設計図書に記載の内容及び業務水準となる。

##### (2) 事業者による業務品質の確保

選定事業者は、提供するサービス水準を維持及び改善するため、選定事業者自ら、業務のマネジメント及びセルフモニタリングを実施する。

なお、セルフモニタリングは、選定事業者が提供するサービス水準が、空調設備に係る性能基準及び維持管理業務に係る業務水準を満たすことを、選定事業者自らが確認するものであり、本市が実施するモニタリングの内容を包含しているものとする。

詳細については、入札説明書等において示す。



### (3) 事業の実施状況のモニタリング

本市は、選定事業者が実施する設計、施工、工事監理、維持管理及び移設の各業務についてモニタリングを行う。なお、モニタリングにあたっては、選定事業者が行うセルフモニタリングの結果を活用する。

その方法及び内容等については、入札説明書等において示す。

### (4) モニタリング結果に対する措置

本市が実施するモニタリングの結果、選定事業者が実施する設計、施工、工事監理、維持管理及び移設等の各業務の水準が業務水準を満たしていないことが判明した場合、本市は、選定事業者に対し改善勧告やサービスの対価の減額等の措置を行う。

その方法及び内容等については、入札説明書等において示す。

#### 第4 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

##### 1. 疑義対応

事業契約の解釈について疑義が生じた場合は、本市と選定事業者は誠意を持って協議の上、その解決を図るものとする。

##### 2. 紛争処理機関

事業契約に関する紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

## 第5 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

### 1. 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置

事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、事業契約書で定める事由ごとに、本市及び選定事業者の責任に応じて、必要な修復その他の措置を講じるものとする。

### 2. 事業の継続が困難となった場合の措置

上記1の措置を講じたにもかかわらず、事業の継続が困難となった場合の措置は、以下のとおりとする。

#### (1) 事業者の責めに帰すべき事由の場合

- (ア) 選定事業者の提供するサービスが事業契約書に定める業務水準を満たしていない場合、その他事業契約書で定める選定事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、本市は、選定事業者に対して指導等を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができるものとする。この場合において選定事業者が当該期間内に改善又は修復をすることができなかつたときは、本市は、事業契約を解除することができるものとする。
- (イ) 選定事業者の財務状況が著しく悪化したこと、その他事業契約書で定める選定事業者の責めに帰すべき事由により、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、本市は、事業契約を解除することができるものとする。
- (ウ) 上記(ア)及び(イ)の規定により本市が契約解除した場合は、本市は事業契約に基づき選定事業者に対して違約金及び損害賠償の請求等を行うことができるものとする。

#### (2) 本市の責めに帰すべき事由の場合

- (ア) 本市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、選定事業者は、事業契約を解除することができるものとする。
- (イ) 上記(ア)の規定により選定事業者が事業契約を解除した場合は、選定事業者は事業契約に基づき、損害賠償の請求等を行うことができるものとする。

#### (3) いずれの責めにも帰さない事由の場合

- (ア) 不可抗力、その他本市又は選定事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、本市と選定事業者は、事業継続の可否について協議を行うものとする。
- (イ) 一定の期間内に上記(ア)の協議が調わないときは、それぞれ相手方に事前に書面による通知を行うことにより、本市及び選定事業者は、事業契約を解除することができるものとする。
- (ウ) 上記(イ)の規定により、本市又は選定事業者が事業契約を解除した場合の措置は、事業契約に定めるところに従うものとする。

### 3. 金融機関と本市の協議

本市は、本事業の安定的な継続を図るために、一定の重要事項について、必要に応じて、選定事業者に資金提供を行う金融機関等と協議を行い、直接協定を締結することがある。

## 第6 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

### 1. 法制上及び税制上の措置

選定事業者が本事業を実施するにあたり、法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによることとする。

### 2. 財政上及び金融上の支援

選定事業者が本事業を実施するにあたり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、本市は、必要に応じて、これらの支援を選定事業者が受けることができるように協力する。

### 3. その他の措置及び支援に関する事項

#### (1) その他の支援に関する事項

本市は、選定事業者が本事業を実施するにあたり、必要な許認可等について、必要に応じて協力する。また、法令の改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合は、本市は必要に応じて協力する。

#### (2) その他の事項

本市は本事業における整備にかかる対価の一部について、国からの交付金を充当することを予定している。選定事業者は、本市の申請手続きを支援するものとする。

## 第7 その他、特定事業の実施に関し必要な事項

### 1. 議会の議決

本市は、本事業の入札公告までに、市議会の議決を経て債務負担行為の設定を行うものとする。

### 2. 情報提供

本事業に関する情報は、適宜、本市ホームページに掲載し提供する。

### 3. 本事業において使用する言語、通貨単位等

本事業において使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とします。

### 4. 入札参加に伴う費用負担

入札参加に要する費用については、すべて入札参加者の負担とする。

### 5. 実施方針(案)の公表に関する事項

#### (1) 担当部局

大阪市教育委員会事務局 総務部 施設整備課  
電 話 06-6208-9153  
メール [ua0005@city.osaka.lg.jp](mailto:ua0005@city.osaka.lg.jp)

#### (2) 実施方針(案)に関する質問・意見の受付及び回答

実施方針(案)に関する質問・意見の受付及びこれらに対する回答は、次のアからエのとおりとする。なお、得られた質問・意見について、競争上の地位その他正当な利益の保護の観点から不開示とすることが妥当であると判断したものについては、質問・意見及び回答を公表しない場合がある。

##### ア 受付期間

令和5年6月29日（木）9時から 令和5年8月18日（金）17時まで

（注）持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く

##### イ 提出先

上記（1）に同じ。

##### ウ 提出方法

実施方針(案)に関する意見等を簡潔にまとめ、実施方針(案)に関する質問・意見書(様式-1)に記入し、持参、郵便、宅配便又は電子メールのいずれかにより提出する。

なお、持参、郵便、宅配便による場合は、Microsoft Excel (Excel2016 に対応した形式) で作成した実施方針(案)に関する質問・意見書(様式-1)が記録された電子ファイルをCD-R 等に保存して提出することとし、電子メールによる場合は、当該電子ファイルを電子メールに添付して送付する。

なお、郵便、宅配便、電子メールの場合は、電話により着信を確認すること。

- エ 質問及び回答の公表予定日  
令和5年9月6日（水）（予定）

### (3) 現地見学会

本事業に対する事業者の参加促進に向けて、本事業への参画を検討している事業者を対象として、現地見学会を実施します。

ア 開催日時

令和5年7月20日（木）から令和5年8月24日（木）  
各見学校の日時は、様式2「現地見学会参加申込書」による。

イ 対象者

本事業への参画を検討している事業者  
（注）参加者は1社あたり2名まで

ウ 開催場所

様式2「現地見学会参加申込書」による。

エ 持参物

見学会会場では、実施方針（案）の資料は配付しませんので、あらかじめ印刷のうえ、持参ください。

オ 申込方法

様式2「現地見学会参加申込書」を大阪市ホームページからダウンロードし、必要な事項を記載の上、令和5年7月12日（水）17時までに本章5（1）に示すメールアドレスへ電子メール（ファイル添付）にて申込みをしてください（参加申込書のファイル形式はMicrosoft Excel とします）。なお、電子メールによる提出の際、件名に「現地見学会参加申込」の表記とあわせて「企業名」をご記入ください。本市は電子メール受信後に、着信確認が完了したこと、及び当該校に関する資料（校舎配置図・単線結線図・学校空調設備設置標準図）を当該電子メールに返信致しません。万一、令和5年7月14日（金）13時までに返信がない場合、本章5（1）に示す担当までご連絡ください。

カ 留意事項

- ① 参加者数によって現地見学会の日程、時間帯を変更する場合があります。その場合は事前にご連絡いたします。
- ② 現地見学会は、1校につき最大3時間程度を予定しております。
- ③ 現地見学の際は、公共交通機関をご利用ください。
- ④ 現地見学会において、実施方針（案）に関する質問・意見は受付けておりませんのであらかじめご了承ください。
- ⑤ 現地見学会のルートは、こちらにて決定した箇所のみとさせていただきますのであらかじめご了承ください。
- ⑥ 現地見学会における写真撮影は可能としますが、個人を含む撮影は禁止とします。また、本市職員より撮影禁止箇所の指示があった箇所については、撮影を禁止します。

## 別紙1 本事業の対象校一覧

### ●小学校

No.	学校名	所在地
1	滝川小学校	北区天満 1-24-15
2	堀川小学校	北区東天満 2-10-7
3	西天満小学校	北区西天満 3-12-21
4	菅北小学校	北区菅栄町 9-5
5	豊崎東小学校	北区長柄中 2-3-30
6	豊崎本庄小学校	北区本庄西 2-1-16
7	中津小学校	北区中津 3-34-18
8	大淀小学校	北区大淀中 4-10-33
9	豊仁小学校	北区長柄西 2-6-20
10	豊崎小学校	北区豊崎 4-5-9
11	扇町小学校	北区扇町 2-7-24
12	弘済小学校	吹田市古江台 6-2-2
13	弘済小学校 (分校)	高槻市奈佐原 956
14	桜宮小学校	都島区東野田町 1-10-19
15	中野小学校	都島区中野町 3-10-5
16	高倉小学校	都島区高倉町 3-3-10
17	淀川小学校	都島区毛馬町 3-5-39
18	都島小学校	都島区都島本通 3-10-3
19	内代小学校	都島区内代町 3-4-6
20	東都島小学校	都島区都島本通 4-24-20
21	大東小学校	都島区毛馬町 2-11-111
22	友渕小学校	都島区友渕町 1-3-123
23	友渕小学校 (分校)	都島区友渕町 1-3-187
24	福島小学校	福島区福島 4-5-6
25	玉川小学校	福島区玉川 2-13-16
26	野田小学校	福島区野田 5-13-22
27	吉野小学校	福島区吉野 3-10-5
28	大開小学校	福島区大開 2-10-28
29	鷺洲小学校	福島区鷺洲 5-6-8
30	海老江東小学校	福島区海老江 1-6-19
31	海老江西小学校	福島区海老江 8-1-10
32	上福島小学校	福島区福島 7-4-33
33	西九条小学校	此花区西九条 4-3-41
34	四貫島小学校	此花区四貫島 2-16-29
35	島屋小学校	此花区島屋 2-9-36
36	伝法小学校	此花区伝法 3-13-10
37	梅香小学校	此花区梅香 3-17-29
38	高見小学校	此花区高見 1-3-35

No.	学校名	所在地
39	西島小学校	此花区西島 2-5-12
40	春日出小学校	此花区春日出中 1-13-23
41	玉造小学校	中央区玉造 2-3-43
42	南大江小学校	中央区農人橋 1-3-3
43	中大江小学校	中央区糸屋町 2-3-14
44	開平小学校	中央区今橋 1-5-7
45	高津小学校	中央区高津 3-4-21
46	南小学校	中央区東心斎橋 1-14-29
47	中央小学校	中央区瓦屋町 2-8-4
48	西船場小学校	西区江戸堀 1-21-28
49	日吉小学校	西区南堀江 4-9-19
50	九条南小学校	西区九条南 2-13-17
51	九条東小学校	西区九条 2-6-2
52	九条北小学校	西区九条南 4-7-38
53	本田小学校	西区川口 1-5-19
54	堀江小学校	西区北堀江 3-2-16
55	明治小学校	西区阿波座 2-3-35
56	明治小学校 (分校)	西区立壳堀 4-10-18
57	市岡小学校	港区市岡 3-2-24
58	磯路小学校	港区磯路 3-7-7
59	三先小学校	港区三先 2-6-32
60	田中小学校	港区田中 2-10-34
61	八幡屋小学校	港区八幡屋 3-3-5
62	波除小学校	港区波除 3-6-8
63	築港小学校	港区築港 1-10-38
64	南市岡小学校	港区南市岡 2-6-35
65	港晴小学校	港区港晴 1-3-12
66	弁天小学校	港区弁天 2-9-35
67	池島小学校	港区池島 2-5-47
68	三軒家西小学校	大正区三軒家西 1-20-26
69	泉尾東小学校	大正区千島 1-16-16
70	中泉尾小学校	大正区泉尾 3-23-34
71	北恩加島小学校	大正区泉尾 5-17-31
72	南恩加島小学校	大正区南恩加島 3-6-11
73	鶴町小学校	大正区鶴町 2-6-24
74	泉尾北小学校	大正区泉尾 2-21-24
75	平尾小学校	大正区平尾 2-21-28
76	三軒家東小学校	大正区三軒家東 2-12-59
77	小林小学校	大正区小林東 2-4-45
78	真田山小学校	天王寺区玉造本町 14-41
79	味原小学校	天王寺区味原町 8-19
80	桃陽小学校	天王寺区堂ヶ芝 1-2-23



No.	学校名	所在地
81	五条小学校	天王寺区小宮町 9-28
82	聖和小学校	天王寺区寺田町 1-6-37
83	大江小学校	天王寺区四天王寺 1-9-18
84	生魂小学校	天王寺区上汐 4-1-25
85	天王寺小学校	天王寺区大道 1-4-49
86	栄小学校	浪速区浪速東 1-1-61
87	大国小学校	浪速区大国 1-9-3
88	敷津小学校	浪速区敷津東 3-9-32
89	塩草立葉小学校	浪速区塩草 1-4-31
90	難波元町小学校	浪速区元町 1-5-30
91	浪速小学校（日本橋小中一貫校）	浪速区日本橋西 1-7-6
92	柏里小学校	西淀川区柏里 2-13-33
93	野里小学校	西淀川区野里 2-21-13
94	姫里小学校	西淀川区姫里 2-8-24
95	姫島小学校	西淀川区姫島 1-10-4
96	福小学校	西淀川区福町 2-5-23
97	大和田小学校	西淀川区大和田 4-3-24
98	川北小学校	西淀川区中島 1-11-20
99	佃小学校	西淀川区佃 1-21-12
100	香簀小学校	西淀川区御幣島 6-5-25
101	御幣島小学校	西淀川区御幣島 3-5-5
102	歌島小学校	西淀川区歌島 2-5-18
103	出来島小学校	西淀川区出来島 2-2-24
104	佃西小学校	西淀川区佃 2-15-30
105	神津小学校	淀川区十三元今里 2-3-12
106	田川小学校	淀川区田川 2-9-37
107	加島小学校	淀川区加島 1-60-28
108	三津屋小学校	淀川区三津屋中 1-4-14
109	新高小学校	淀川区新高 1-15-53
110	野中小学校	淀川区野中北 1-11-26
111	十三小学校	淀川区十三東 4-3-6
112	木川小学校	淀川区木川東 3-7-32
113	三国小学校	淀川区三国本町 3-9-18
114	北中島小学校	淀川区宮原 5-3-4
115	西中島小学校	淀川区西中島 7-14-25
116	塚本小学校	淀川区塚本 3-5-6
117	木川南小学校	淀川区木川東 1-2-36
118	東三国小学校	淀川区東三国 6-3-24
119	西三国小学校	淀川区西三国 1-21-28
120	新東三国小学校	淀川区東三国 3-9-10
121	宮原小学校	淀川区三国本町 1-16-44
122	東淡路小学校	東淀川区東淡路 3-3-32

No.	学校名	所在地
123	西淡路小学校 (小中一貫 須賀の森学園)	東淀川区西淡路 5-5-32
124	菅原小学校	東淀川区菅原 6-3-25
125	新庄小学校	東淀川区上新庄 2-20-5
126	大隅東小学校	東淀川区瑞光 5-8-19
127	豊里小学校	東淀川区豊里 5-14-60
128	啓発小学校 (小中一貫校 むくのき学園)	東淀川区東中島 4-8-38
129	小松小学校	東淀川区小松 3-18-15
130	下新庄小学校	東淀川区下新庄 5-2-9
131	井高野小学校	東淀川区井高野 1-28-17
132	大桐小学校	東淀川区大桐 4-1-15
133	豊新小学校	東淀川区豊新 4-17-26
134	東井高野小学校	東淀川区井高野 2-8-28
135	大隅西小学校	東淀川区大隅 2-3-18
136	豊里南小学校	東淀川区豊里 5-12-41
137	大道南小学校	東淀川区大道南 1-23-6
138	東小橋小学校	東成区東小橋 3-10-37
139	大成小学校	東成区大今里西 3-2-62
140	中道小学校	東成区玉津 1-7-39
141	北中道小学校	東成区中道 2-9-20
142	中本小学校	東成区中本 4-2-32
143	東中本小学校	東成区東中本 2-9-3
144	今里小学校	東成区大今里 1-35-29
145	片江小学校	東成区大今里南 2-13-2
146	神路小学校	東成区大今里 4-6-19
147	深江小学校	東成区深江南 1-4-6
148	宝栄小学校	東成区神路 1-15-48
149	北鶴橋小学校	生野区鶴橋 3-4-50
150	鶴橋小学校	生野区桃谷 2-20-32
151	東桃谷小学校	生野区勝山北 3-7-21
152	勝山小学校	生野区勝山南 1-3-5
153	東中川小学校	生野区新今里 7-14-37
154	小路小学校	生野区小路 2-24-40
155	東小路小学校	生野区小路東 3-8-15
156	巽小学校	生野区巽中 3-12-5
157	北巽小学校	生野区巽北 1-30-29
158	巽南小学校	生野区巽南 2-10-7
159	巽東小学校	生野区巽東 3-8-13
160	田島南小学校 (田島南小中一貫校)	生野区田島 5-23-7
161	大池小学校 (小中一貫校 大池学園)	生野区中川 3-4-3
162	清水小学校	旭区清水 5-1-12
163	古市小学校	旭区森小路 2-10-35
164	大宮小学校	旭区大宮 4-9-16

No.	学校名	所在地
165	高殿小学校	旭区高殿 6-9-10
166	大宮西小学校	旭区中宮 1-8-14
167	生江小学校	旭区生江 1-10-21
168	城北小学校	旭区赤川 3-13-47
169	新森小路小学校	旭区新森 6-3-13
170	太子橋小学校	旭区太子橋 1-12-15
171	高殿南小学校	旭区高殿 3-10-30
172	榎並小学校	城東区野江 4-1-28
173	関目小学校	城東区関目 6-5-5
174	鯉江小学校	城東区今福西 3-9-27
175	今福小学校	城東区今福南 2-1-53
176	聖賢小学校	城東区新喜多 2-4-35
177	中浜小学校	城東区中浜 2-12-35
178	鳴野小学校	城東区鳴野西 4-11-48
179	城東小学校	城東区鳴野東 3-16-41
180	諏訪小学校	城東区永田 2-15-5
181	成育小学校	城東区成育 1-5-19
182	すみれ小学校	城東区古市 2-6-38
183	東中浜小学校	城東区東中浜 5-4-5
184	放出小学校	城東区放出西 2-2-18
185	関目東小学校	城東区関目 4-12-15
186	森之宮小学校	城東区森之宮 1-6-64
187	鯉江東小学校	城東区今福東 1-3-26
188	榎本小学校	鶴見区今津北 1-5-35
189	茨田南小学校	鶴見区諸口 1-3-71
190	茨田北小学校	鶴見区浜 3-8-66
191	鶴見小学校	鶴見区鶴見 4-14-10
192	今津小学校	鶴見区今津中 4-1-48
193	茨田東小学校	鶴見区茨田大宮 3-7-61
194	茨田西小学校	鶴見区横堤 5-13-61
195	横堤小学校	鶴見区横堤 1-11-83
196	みどり小学校	鶴見区緑 2-4-45
197	鶴見南小学校	鶴見区鶴見 2-17-22
198	茨田小学校	鶴見区安田 2-1-8
199	焼野小学校	鶴見区焼野 1-3-44
200	高松小学校	阿倍野区天王寺町北 3-17-19
201	常盤小学校	阿倍野区松崎町 3-11-12
202	常盤小学校 (分校)	阿倍野区松崎町 3-2-9
203	金塚小学校	阿倍野区旭町 3-4-46
204	晴明丘小学校	阿倍野区晴明通 10-34
205	丸山小学校	阿倍野区丸山通 1-4-43
206	阿倍野小学校	阿倍野区阪南町 2-17-21

No.	学校名	所在地
207	阪南小学校	阿倍野区阪南町 5-7-40
208	長池小学校	阿倍野区长池町 20-26
209	苗代小学校	阿倍野区阪南町 1-26-30
210	晴明丘南小学校	阿倍野区帝塚山 1-23-8
211	粉浜小学校	住之江区粉浜 2-6-6
212	安立小学校	住之江区住之江 1-4-29
213	敷津浦小学校	住之江区北島 2-9-22
214	加賀屋小学校	住之江区北加賀屋 2-5-26
215	住吉川小学校	住之江区西加賀屋 4-1-4
216	北粉浜小学校	住之江区粉浜 1-5-40
217	住之江小学校	住之江区御崎 4-6-43
218	平林小学校	住之江区平林南 2-6-48
219	加賀屋東小学校	住之江区東加賀屋 1-6-25
220	新北島小学校	住之江区新北島 6-2-56
221	南港光小学校	住之江区南港中 4-4-22
222	南港桜小学校	住之江区南港中 5-2-48
223	清江小学校	住之江区御崎 5-7-18
224	南港みなみ小学校 (咲洲みなみ小中一貫校)	住之江区南港中 3-5-14
225	東粉浜小学校	住吉区東粉浜 2-3-26
226	住吉小学校	住吉区帝塚山西 4-1-35
227	長居小学校	住吉区长居東 3-3-40
228	依羅小学校	住吉区我孫子 4-11-48
229	墨江小学校	住吉区墨江 2-3-46
230	遠里小野小学校	住吉区遠里小野 6-6-27
231	清水丘小学校	住吉区清水丘 2-9-41
232	南住吉小学校	住吉区南住吉 3-5-1
233	大空小学校	住吉区我孫子西 1-6-12
234	大領小学校	住吉区大領 3-3-5
235	苅田小学校	住吉区苅田 3-5-34
236	山之内小学校	住吉区山之内 2-17-39
237	苅田南小学校	住吉区苅田 10-1-35
238	苅田北小学校	住吉区苅田 1-11-39
239	桑津小学校	東住吉区桑津 5-13-13
240	北田辺小学校	東住吉区北田辺 3-11-14
241	田辺小学校	東住吉区田辺 2-3-34
242	東田辺小学校	東住吉区東田辺 2-14-6
243	南田辺小学校	東住吉区南田辺 4-3-4
244	南百済小学校	東住吉区湯里 1-15-40
245	育和小学校	東住吉区杭全 4-10-12
246	鷹合小学校	東住吉区鷹合 3-12-38
247	今川小学校	東住吉区今川 4-24-4
248	矢田小学校 (やたなか小中一貫校)	東住吉区矢田 3-4-27

No.	学校名	所在地
249	矢田東小学校	東住吉区住道矢田 2-7-43
250	矢田西小学校	東住吉区公園南矢田 2-15-43
251	矢田北小学校	東住吉区照ヶ丘矢田 2-1-55
252	湯里小学校	東住吉区湯里 6-8-3
253	長谷川小学校	柏原市円明町 3-15
254	喜連小学校	平野区喜連 7-6-4
255	平野西小学校	平野区背戸口 4-1-31
256	平野小学校	平野区平野宮原 1-9-29
257	長吉小学校	平野区长吉長原 2-6-55
258	瓜破小学校	平野区瓜破 5-3-11
259	加美小学校	平野区加美正覚寺 3-13-35
260	加美南部小学校	平野区加美南 1-9-17
261	平野南小学校	平野区平野南 2-3-8
262	長吉東小学校	平野区长吉出戸 8-8-41
263	喜連西小学校	平野区喜連西 3-17-61
264	長吉南小学校	平野区长吉六反 3-2-17
265	瓜破北小学校	平野区瓜破 1-8-33
266	長原小学校	平野区长吉長原東 3-10-9
267	喜連東小学校	平野区喜連東 2-2-17
268	瓜破東小学校	平野区瓜破東 2-5-78
269	加美北小学校	平野区加美北 7-4-10
270	長吉出戸小学校	平野区长吉出戸 3-1-43
271	瓜破西小学校	平野区瓜破西 2-1-43
272	喜連北小学校	平野区喜連 1-7-4
273	加美東小学校	平野区加美東 5-9-25
274	川辺小学校	平野区长吉川辺 1-4-9
275	新平野西小学校	平野区背戸口 1-5-22
276	天下茶屋小学校	西成区聖天下 1-11-35
277	岸里小学校	西成区千本中 1-8-22
278	玉出小学校	西成区玉出中 2-13-48
279	千本小学校	西成区千本中 2-8-8
280	橘小学校	西成区橘 2-1-29
281	長橋小学校	西成区长橋 2-3-21
282	北津守小学校	西成区北津守 3-3-40
283	南津守小学校	西成区南津守 6-1-14
284	新今宮小学校 (いまみや小中一貫校)	西成区花園北 1-8-32
285	まつば小学校	西成区梅南 3-2-25

●中学校

No.	学校名	所在地
286	北稜中学校	北区天満橋 1-1-58
287	大淀中学校	北区大淀中 2-1-11
288	豊崎中学校	北区本庄東 3-4-8
289	新豊崎中学校	北区長柄東 2-2-30
290	天満中学校	北区神山町 12-9
291	弘済中学校	吹田市古江台 6-2-2
292	弘済中学校 (分校)	高槻市奈佐原 956
293	高倉中学校	都島区御幸町 1-1-10
294	桜宮中学校	都島区東野田町 5-16-10
295	都島中学校	都島区中野町 3-9-33
296	淀川中学校	都島区毛馬町 3-5-12
297	友渕中学校	都島区友渕町 1-5-151
298	八阪中学校	福島区鷺洲 6-1-13
299	下福島中学校	福島区玉川 1-4-11
300	野田中学校	福島区吉野 5-9-4
301	春日出中学校	此花区春日出南 1-2-8
302	梅香中学校	此花区春日出北 3-12-24
303	此花中学校	此花区高見 2-14-31
304	東中学校	中央区大手前 4-1-5
305	南中学校	中央区島之内 1-10-23
306	上町中学校	中央区上本町西 3-2-30
307	西中学校	西区千代崎 3-1-43
308	花乃井中学校	西区江戸堀 2-8-29
309	堀江中学校	西区南堀江 3-5-7
310	市岡中学校	港区磯路 1-5-21
311	港中学校	港区池島 1-5-35
312	港南中学校	港区三先 1-5-28
313	市岡東中学校	港区市岡元町 3-2-18
314	築港中学校	港区築港 1-2-41
315	大正東中学校	大正区三軒家東 4-4-30
316	大正中央中学校	大正区小林東 3-23-5
317	大正西中学校	大正区南恩加島 6-14-37
318	大正北中学校	大正区北村 3-1-1
319	天王寺中学校	天王寺区北河堀町 6-20
320	夕陽丘中学校	天王寺区小宮町 6-28
321	高津中学校	天王寺区城南寺町 1-31
322	難波中学校	浪速区塩草 1-1-59
323	日本橋中学校 (日本橋小中一貫校)	浪速区日本橋西 1-7-6
324	木津中学校	浪速区戎本町 1-3-46
325	淀中学校	西淀川区大和田 6-13-6

No.	学校名	所在地
326	西淀中学校	西淀川区姫島 6-10-5
327	歌島中学校	西淀川区歌島 2-11-9
328	佃中学校	西淀川区佃 2-15-93
329	十三中学校	淀川区十三東 5-1-27
330	新北野中学校	淀川区新北野 2-13-37
331	三国中学校	淀川区西三国 2-5-24
332	美津島中学校	淀川区加島 1-54-41
333	東三国中学校	淀川区東三国 6-3-68
334	宮原中学校	淀川区西宮原 3-3-2
335	淡路中学校(小中一貫 須賀の森学園)	東淀川区西淡路 4-25-53
336	柴島中学校	東淀川区柴島 2-8-36
337	瑞光中学校	東淀川区瑞光 4-9-37
338	中島中学校(小中一貫校 むくのき学園)	東淀川区東中島 4-8-38
339	東淀中学校	東淀川区豊里 6-25-19
340	井高野中学校	東淀川区井高野 2-8-13
341	新東淀中学校	東淀川区豊里 1-10-32
342	大桐中学校	東淀川区大桐 4-5-8
343	東陽中学校	東成区深江北 2-5-7
344	本庄中学校	東成区東中本 3-14-2
345	玉津中学校	東成区玉津 1-12-36
346	相生中学校	東成区神路 2-8-16
347	大池中学校(小中一貫校 大池学園)	生野区中川 6-3-6
348	桃谷中学校	生野区勝山北 3-13-44
349	田島中学校(田島南小中一貫校)	生野区田島 5-23-7
350	東生野中学校	生野区新今里 7-9-25
351	巽中学校	生野区巽中 3-17-20
352	新生野中学校	生野区巽東 3-3-12
353	新巽中学校	生野区巽南 4-2-53
354	旭陽中学校	旭区高殿 5-9-31
355	大宮中学校	旭区中宮 4-7-11
356	旭東中学校	旭区新森 6-7-25
357	今市中学校	旭区大宮 5-13-40
358	放出中学校	城東区放出西 3-12-10
359	蒲生中学校	城東区中央 3-9-24
360	城陽中学校	城東区鳴野西 3-3-64
361	董中学校	城東区古市 1-18-4
362	城東中学校	城東区永田 3-3-44
363	鯉江中学校	城東区今福西 4-7-20
364	茨田中学校	鶴見区諸口 3-4-44
365	緑中学校	鶴見区鶴見 6-6-11
366	茨田北中学校	鶴見区茨田大宮 1-1-31
367	今津中学校	鶴見区今津中 1-3-55

No.	学校名	所在地
368	横堤中学校	鶴見区横堤 1-11-27
369	昭和中学校	阿倍野区桃ヶ池町 2-3-17
370	文の里中学校	阿倍野区美章園 1-5-52
371	阪南中学校	阿倍野区北畠 1-16-24
372	松虫中学校	阿倍野区松虫通 3-4-45
373	阿倍野中学校	阿倍野区昭和町 3-2-4
374	住吉第一中学校	住之江区粉浜西 1-5-11
375	加賀屋中学校	住之江区西加賀屋 2-9-20
376	住之江中学校	住之江区御崎 8-1-6
377	新北島中学校	住之江区新北島 8-2-46
378	南港北中学校	住之江区南港中 4-3-39
379	南港南中学校(咲洲みなみ小中一貫校)	住之江区南港中 3-5-14
380	真住中学校	住之江区御崎 2-2-32
381	三稜中学校	住吉区千躰 1-5-22
382	我孫子中学校	住吉区我孫子東 1-4-32
383	住吉中学校	住吉区帝塚山西 3-5-6
384	大和川中学校	住吉区遠里小野 2-11-4
385	東我孫子中学校	住吉区苅田 1-16-2
386	墨江丘中学校	住吉区墨江 4-15-34
387	大領中学校	住吉区大領 4-3-25
388	我孫子南中学校	住吉区浅香 1-8-55
389	田辺中学校	東住吉区南田辺 4-7-24
390	東住吉中学校	東住吉区桑津 5-17-25
391	中野中学校	東住吉区中野 4-4-25
392	矢田中学校	東住吉区住道矢田 9-7-55
393	白鷺中学校	東住吉区今川 1-2-21
394	矢田南中学校(やたなか小中一貫校)	東住吉区矢田 3-4-27
395	矢田西中学校	東住吉区公園南矢田 2-12-47
396	長谷川中学校	柏原市円明町 3-15
397	撰陽中学校	平野区平野西 3-4-7
398	平野中学校	平野区背戸口 1-16-26
399	長吉中学校	平野区長吉長原東 1-6-15
400	瓜破中学校	平野区瓜破 2-5-31
401	加美中学校	平野区加美正覚寺 3-13-46
402	長吉西中学校	平野区長吉長原西 3-8-21
403	喜連中学校	平野区喜連西 6-2-11
404	長吉六反中学校	平野区長吉六反 4-9-61
405	瓜破西中学校	平野区瓜破西 2-12-22
406	加美南中学校	平野区加美南 1-10-15
407	平野北中学校	平野区平野宮町 1-8-55
408	天下茶屋中学校	西成区橘 1-8-2
409	今宮中学校(いまみや小中一貫校)	西成区花園北 1-8-32



No.	学校名	所在地
410	成南中学校	西成区千本中 1-17-10
411	鶴見橋中学校	西成区長橋 3-9-23
412	玉出中学校	西成区玉出西 1-15-37
413	梅南中学校	西成区梅南 3-3-17

●義務教育学校

No.	学校名	所在地
414	生野未来学園	生野区生野西 3-5-40

## 別紙2 リスク分担表（案）

[リスク分担（案）凡例： ○主たるリスクの負担者、△従たるリスクの負担者]

### ■共通

リスク項目		No	リスク内容	リスク分担		
				本市	事業者	
入札説明書リスク		1	入札説明書等の各種公表文書の誤りや本市の理由による変更に関するもの	○		
制度関連 リスク	法令変更 リスク	2	本事業に係る根拠法令の変更、新たな規制立法の成立など	○ ※1		
		3	本事業のみならず、広く一般的に適用される法令の変更や新規立法		○	
		4	消費税および地方消費税に関する変更	○		
	税制変更 リスク	5	本事業に直接影響を及ぼす税制の新設及び変更	○		
		6	上記以外の税制の変更等（例：法人税率の変更）		○	
		7	事業管理者として本市が取得すべき許認可の遅延	○		
	許認可等 リスク	8	業務の実施に関して選定事業者が取得すべき許認可の遅延		○	
		9	政策変更（事業の取りやめ、学校統廃合、その他）等による事業への影響	○ ※2		
	社会リスク	住民対応 リスク	10	整備および事業方針に関する住民反対運動、訴訟、要望などへの対応	○	
11			選定事業者が行う調査、施工に関する近隣住民の訴訟、苦情、要望などへの対応		○	
環境 リスク		12	選定事業者が行う業務に起因する環境問題（騒音、振動、臭気、有害物質の排出など）に関する対応		○	
		第三者賠償 リスク	13	選定事業者の行う業務に起因する事故、選定事業者の維持管理業務の不備に起因する事故などにより第三者に損害を与えた場合		○
			14	本市の責任により生じた事故で第三者に与えた損害の賠償	○	
不可抗力リスク		15	計画段階で想定していない（想定以上の）暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、落雷などの自然災害、および、戦争、暴動その他の人為的な事象による設備等の損害、維持管理業務の変更によるもの	○ ※3	△ ※3	
経済リスク	資金調達 リスク	16	事業に必要な資金の確保	○ ※4	○	
	物価変動 リスク	17	設計・施工段階の物価変動（整備費に関するもの）	△ ※5	○ ※5	
		18	維持管理段階の物価変動（維持管理費に関するもの）	△ ※5	○ ※5	
	金利変動 リスク	19	整備費の割賦金利の変動		○	

## ■設計・施工段階で発現したリスク

リスク項目		No	リスク内容	リスク分担	
				本市	事業者
測量・調査リスク		20	選定事業者が実施した測量、調査等に不備があった場合		○
		21	選定事業者が実施した測量、調査の結果、既存校舎の構造等に想定し得ない重大な欠陥が発見された場合等	○	
計画リスク	設計リスク	22	選定事業者が実施した設計に不備があった場合		○
	計画変更リスク	23	本市の要望による計画・設計条件の変更等を行う場合	○	
工事リスク	工事費増加リスク	24	選定事業者の責めに帰すべき事由による工事費の増加		○
		25	本市の責めに帰すべき事由による工事費の増加	○	
	工期遅延リスク	26	選定事業者の責めに帰すべき事由により、契約期日までに施設整備が完了しない場合		○
		27	本市の責めに帰すべき事由により、契約期日までに整備が完了しない場合	○	
	設備損傷リスク	28	工事により整備対象設備、点検対象設備及びその他の設備が損傷した場合		○
	施設損傷リスク	29	工事により施設が損傷した場合		○
工事監理リスク		30	工事監理の不備により工事内容、工期などに不具合が発生した場合		○
要求性能未達リスク		31	工事完了後、本市の確認で要求性能に不適合の部分、施工不良部分が発見された場合		○
技術進捗リスク		32	計画・工事段階における技術進捗に伴い、空調設備の内容に変更が必要となる場合	○	

## ■維持管理段階で発現したリスク

リスク項目		No	リスク内容	リスク分担	
				本市	事業者
維持管理リスク	業務水準未達リスク	33	選定事業者の行う維持管理業務の内容が契約書に定める水準に達しない場合		○
	性能リスク	34	本市が本事業とは別に行った工事等に伴う性能の低下	○	
		35	整備対象設備の通常劣化等による性能の低下		○
		36	既存の配管を用いたことによる性能の低下（空調設備の更新の場合）		○
	設備契約不適合リスク	37	事業期間中に、本事業の工事による整備対象設備、点検対象設備及びその他の設備の契約不適合が発見された場合		○
		38	事業期間中に、本事業の工事によらない点検対象設備の契約不適合が発見された場合	○	
	施設契約不適合リスク	39	事業期間中に、本事業の工事による施設の契約不適合が発見された場合		○
	維持管理費増加リスク	40	本市の要因（業務内容、対象範囲の変更指示等）による維持管理費の増加	○	
		41	選定事業者の要因による維持管理費の増加（不可抗力、物価変動等、他のリスク分担項目に含まれるものを除く）		○

維持管理 リスク	設備損傷 リスク	42	空調設備の劣化に対して、選定事業者が適切な維持管理業務を実施しなかったことに起因する施設の損傷		○
		43	本市の責めにより整備対象設備又は点検対象設備が損傷した場合	○ ※6	
		44	選定事業者の責めにより整備対象設備及び点検対象設備が損傷した場合		○
	施設損傷 リスク	45	本市の責めにより施設が損傷した場合	○	
		46	選定事業者の責めにより施設が損傷した場合		○
運営リスク	エネルギー コスト変動 リスク	47	エネルギーの単価が変動する場合	○	
		48	空調設備の使用時間が変動する場合	○	
		49	空調設備の性能未達及び想定以上の性能劣化、想定以上の最大需要電力の増加によるエネルギーコストの増加		○ ※7
事業期間終了時の 性能リスク		50	事業期間終了時における性能水準の保持		○

#### 【注釈】

- ※1 環境関連の基準変更によって導入機器への要求水準が変更となった場合等、本事業に直接関係する法令の改正等については、基本的に本市が負担するが、選定事業者においても、変更後の要求水準に適合させるための一定の努力を義務づけるものとする。
- ※2 政策変更（事業の取りやめ、学校統廃合、その他）等による事業への影響により、選定事業者に追加費用が発生した場合、その費用は本市が負担するものとする。ただし、対象校のうち統廃合が行われる学校については、施工期間において新たな年度が始まるまでに本市が事業者に対象校を除外する旨を通知した場合は、当該校分の施工に係る費用を減額する。維持管理の内容又は対象範囲が変更される場合は、変更の内容に応じて、本市が選定事業者を支払う維持管理に係る費用を改定（増額又は減額）することを条件とする。
- ※3 不可抗力事由により、本市に追加費用その他損害が発生した場合、本市は選定事業者に損害賠償請求を行わないこととし、選定事業者に追加費用その他損害が発生した場合または、第三者に損害が発生し本市または選定事業者において当該第三者に対して責任を負うべき場合は、一定の金額までを選定事業者の負担、それを超えるものについては本市の負担とする。より詳細なリスク分担については、事業契約書において提示する。
- ※4 国庫交付金の充当ができない場合、その費用は本市が負担するものとする。
- ※5 物価変動等に一定程度の下降または上昇があった場合における詳細なリスク分担については、事業契約書において提示する。
- ※6 「本市の責めにより整備対象設備又は点検対象設備が損傷した場合」には、本市の職員、生徒等、教職員、生徒等の保護者等、学校の通常利用者によるものも含む。
- ※7 事業期間中に空調機器の性能が、選定事業者の設定する性能を下回った場合（契約不適合又は故意、重過失による業務水準の未達は除く）、選定事業者は一定の期間内に性能低

下の回復を図る義務があり、これを怠る場合には、別途支払額の減額措置が課される。  
また、これに起因して増加するエネルギーコストは選定事業者が負担する。